

昭和五十二年四月五日提出  
質問第一五号

カビ防止剤OPPに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十二年四月五日

提出者 渋沢利久

衆議院議長 保利茂殿

## カビ防止剤OPPに関する質問主意書

レモン、オレンジ、グレープフルーツ等輸入柑きつ類のカビ発生を防ぐ目的でOPP（オルソ・フェニールフェノール）を食品添加物として許可すべく、食品衛生調査会に諮問した件につき、その後の厚生省、調査会の動きに不明な点があり、国民及び国内柑きつ類生産者の間に不安が高まり、社会問題化しつつある。この件に関しては緊急を要すると考える。

従つて次の事項について質問する。

- 一 OPPを食品添加物として諮問するに至つた経過
- 二 食品衛生調査会に諮問した後の経過はどうなっているか。
- 三 食品衛生調査会毒性部会はすでに開かれたときくが、その眞偽は。

開かれているなら、その開かれた日時、場所、また、事前に開催の事実を公表しなかつた理由

- 四 食品衛生調査会常任委員会開催の日時、場所を知らせよ。
- 五 厚生省が食品衛生調査会に、今回の諮問をするに当たり、調査会に提出した資料の名称、公表されている雑誌等の名称、巻数、年号及び資料の内容を記せ。
- 六 OPPの慢性毒性に関する実験資料の名称、公表の有無、公表されていれば雑誌名、巻数、年号及び実験者名と所属、共同研究者がいる場合はその名前と所属も記せ。
- 七 食品衛生調査会に提出した資料は「食品衛生調査会において調査審議を行なう際の基準」に適合しているか。不足があればその項目をあげよ。
- 八 食品衛生調査会に提出した資料はどのような基準で選択したのか。
- 九 OPPの国内外のメーカー及び生産量
- 十 OPPを残留農薬として基準を決めている国名
- 十一 OPPを食品添加物として許可している国名

十二 業界などの要望があれば厚生省は食品衛生調査会に諮問の手続きをとるのか。

十三 食品添加物を指定する場合、特にOPPは業界の要望があり、資料の提示もあり……と厚生大臣も答弁しているが、化学成分を食品添加物として調査会に諮問するに当たって厚生省がその化学成分を選択し、添加物として諮問するに至るまでの法的手続及び法的根拠を明確にせよ。

右質問する。